

政令第百六十号

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第十五号）の施行に伴い、この政令を制定する。

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人国際観光振興機構の項中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、独立行政法人国際観光振興機構に関する規定の整理を行う必要があるからである。